第三者評価結果

事業所名：すずかけ保育園

Ａ－１　保育内容

Ａ-１-（１）　全体的な計画の作成	第三者評価結果
【Ａ１】 Ａ－1－（１）－① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

＜コメント＞

児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法等の趣旨を踏まえ、保育理念や保育方針に基づいて全体的な計画を作成しています。その際には、園として子どもの発達状況、子どもと家庭の生活状況、地域環境に配慮した全体的計画になるようにしています。計画の作成は全職員が参画して作成されています。クラスミーティングや年度末のリーダーミーティング等で各担任の意見を聞いて評価をして次年度に生かしています。

Ａ-１-（２）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
【Ａ２】 Ａ－1－（２）－① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

＜コメント＞

園の各保育室は子どもの視線で街路樹のすずかけの木が見え、採光が良く、24時間換気システム、温湿度計や空気清浄機を備え、エアコンを使用して、適切な温湿度管理がされています。園舎や園内はマニュアルに沿って掃除や消毒が行われ、寝具の消毒や乾燥を定期的に行い、清潔が保たれています。午睡表に毎日温度・湿度を記入し、適切に管理しています。保育室の玩具や絵本は、子どもの興味や年齢に応じたものを自分で自由に取り出せるように配置しています。午睡、食事は分けていて適切な環境になるように配慮しています。子どもが一人で落ち着きたいときは、パーティションでコーナーを作り布団やマットなどを置き、子どもが自分のスペースで自由にくつろげるように工夫しています。玩具、トイレの清掃、消毒などは掃除チェック表で漏れがないように管理しています。

【Ａ３】 Ａ－１－（２）－② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b

＜コメント＞

入園時に保護者に記入していただく「家庭環境調査表」「健康台帳」「個人面談記録」等の記録や入園時の個人面談からの情報、入園後の子どもと職員との関わりを通して、職員は一人ひとりの子どもについて把握し職員間で情報を共有し、それぞれの子どもの状況を尊重して保育にあたっています。園では0～2歳児までの子どもを受け入れており、それぞれの発達状況、発達過程、家庭環境等を考慮した上で、子どもたちが自分の気持ちを表現できるように子どもに寄り添い、共感したり思いを代弁したりしています。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」（無記名）などから職員は常に穏やかに話しかけるように努めていますが、職員の気持ちに余裕がない時には声の大きさが適切でない場合が伺えます。今後の職員のスキルアップに期待してます。

【Ａ４】 Ａ－１－（２）－③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a

＜コメント＞

園では入園時に児童票や生育歴を保護者に記入してもらっています。家庭での子どもの様子を把握して、子どもの姿について保護者と共有し、子どもの発達に合わせた食事、睡眠、排泄、身支度などの生活習慣が身につくように援助を行っています。子どもが日々の生活の中で楽しく生活習慣を身につけられる工夫として、手洗いは保育士と一緒に実際に手を洗いながら視覚的、実践的に手洗いの大切さを伝えています。日常の着替え、片付けなどでは、子どもが自分でしてみようという気持ちを大切にし待つことを心掛けています。保育士は、子どもができた時には大いにほめ、子どもが興味、関心を持てるように工夫しています。

【Ａ５】 Ａ－１－（２）－④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

＜コメント＞

園は日々の活動の中で子どもの主体性を大切にした保育に力を入れています。園内研修で「保育士がしてあげたい保育ではなく子どもが自らやりたい保育とは」の研修を実施して、日々の活動は子ども主体になるよう子どもの思いや意見を引き出し反映しています。年齢と発達を考えて適切な玩具をいつでも手に出来るような環境設定にしています。また、電車で遊んでいた子どもが線路や駅にも興味が発展するように援助し、2歳くらいからルールの遊びも取り入れ始めています。子どもが自由に活動を選び楽しめるようにしています。おやつを食べたい時に食べられるように工夫しています。散歩では地域の方に挨拶し交通ルールを学び公園では公共の場での遊び方を学んでいます。同法人の幼稚園の広い園庭で遊んだり園外活動を多く取り入れ、子どもがのびのびと体を動かすことができています。近隣の小学校とお花の種の交換をしたりチューリップの球根を分けてもらったりしています。

【Ａ６】	Ａ－１－（２）－⑤ 乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

＜コメント＞

一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間も含め、1日を見通した保育を意識し、安定して過ごせるよう努めています。睡眠や授乳、食事時間にも配慮しています。一人ひとりの欲求や要求に応答的なかかわりを行い、子どもが安心感や心地よさを感じられるようにかかわっています。発達に応じて室内環境を見直し、玩具や絵本は自分たちで取り出しやすく、自由に遊べるよう工夫しています。全体的な計画や各指導計画には、保育士との愛着関係についての記載があり、園ではその考えを大切にして保育にあたっています。子どもたちは特定の保育士とのかかわりを主とし、喜怒哀楽の感情を子どもの表情や喃語、仕草等から読み取り、思いを代弁し、欲求や気持ちを受け止めて安心して過ごせるようにしています。保護者との送迎時の会話や連絡帳を通して、家庭での様子や体調を保護者と共有しています。離乳食に関しては一人ひとりの状況に対応し、次の段階に進む際には連絡帳を通じて連携を図るようにしています。

【Ａ７】	Ａ－１－（２）－⑥ ３歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

＜コメント＞

保育士は子どもが挑戦しようとしていることに危険が伴わない限り見守り、子どもの発見や感じたことを大切にしています。園庭では落ち葉を集めたり、アリを見つけたり、探索活動を通して子どもの興味を広げています。大人とのかかわりについては、系列の幼稚園に遊びに行き幼稚園の先生や他園と一緒に公園遊びでかかわっています。また栄養士と食育活動で触れ合ったりしています。保育士は、子どもの一人遊びを大事にしながら、友達とのかかわりを仲立ちしています。玩具などの貸し借りができるよう保育士が声かけしたり、子どもの気持ちを代弁したりするほか、異年齢での散歩や園庭遊びもしています。異年齢のかかわりを楽しみ、優しくしてもらう喜びや心地良さを感じることができています。保護者とは、送迎時の会話や連絡帳、面談等を通して子どもの様子を共有し、トイレットトレーニングについて等、保護者の意向を確認しながら進めています。

【Ａ８】	Ａ－１－（２）－⑦ ３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	c

＜コメント＞

0～2歳児対象の保育所のため、対応していません。

【Ａ９】	Ａ－１－（２）－⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

＜コメント＞

園内は多目的トイレの設置をし、バリアフリー構造になっています。配慮の必要な子どもについては、保護者と面談し、課題について共有しています。またクラスでは友達の良いところ、好きなところを発信し思いやりも気持ちが育つようにまた、お互いを認める気持ちが芽生えるような援助をしています。職員は障がいに関する外部研修等を受講し、障がいのある子どもの理解や、かかわり方を学び、園内研修を実施しています。気になる子どもに関しては、よこはま港南地域療育センターなど専門機関の助言を受けて保育に取り入れ、職員会議などで情報共有し、子どもとその保護者の気持ちに配慮した対応を心掛けています。保護者向けには関係する専門機関のよこはま港南地域療育センターなどのパンフレットを園に置いたりしています。

【A10】	Ａ－１－（２）－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

＜コメント＞

園では子ども一人ひとりの在園時間を考慮しながら、1日の生活を見通して子どもの主体性を大切にして指導計画を作成しています。子どもの状況に応じてコーナーを作り、カーペット等を利用し、ゆったりと過ごせる環境設定をしています。また、職員が一対一で対応し、抱っこやおんぶも多く取り入れたりして、家庭的な雰囲気の中でのんびり過ごせるよう配慮しています。18時以降の延長保育の時間帯はプレイルームで異年齢で過ごしています。安全性に十分配慮したおもちゃを自由に取れるようにしたり、職員が絵本の読み聞かせをしたり、子どもがさびしさを感じないようにしています。補食を提供しています。子どもの様子については、連絡ノート、クラスノート、職員用の通信アプリに記載したりしまた口頭でも伝え合い、お迎え時に保護者に伝え漏れがないようにしています。けが・病気ファイルを用い保護者にその後の様子についての声掛けもしています。

【A11】	Ａ－１－（２）－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	c

＜コメント＞

0～2歳児対象の保育所のため、対応していません。

A－1－（3）　健康管理	第三者評価結果
【A12】 A－1－（3）－① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a

＜コメント＞

園ではマニュアルに沿って、朝の視診と保護者との会話で子ども一人ひとりの健康状態を把握しています。体調の悪化やけが、事故に関しては、「けが・病気ファイル通院記録」「様子見観察表」「けが等ヒヤリハット報告書」に記載し、保護者に伝達をしたり電話連絡をしたりして状態の経過についても把握しています。子どもの保健に関する計画は「保健計画」を作成しています。子どもの既往症や予防接種の状況などは入園時面談、「家庭環境調査表」や保護者との連絡帳で把握し、年度ごとに更新しています。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、職員に対しては、職員会議等でSIDSに関して周知しています。午睡マニュアルに沿って「午睡チェック表」を使用し、呼吸や顔色などを確認し記録しています。保護者には、入園のしおりに園の保健に関する取り組みを記載し、入園時に説明しています。また、「ほけんだより」を発行し、健康に関する保護者への啓発活動をしています。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、保護者に入園説明会で情報を提供したり、保健便り等で注意喚起を行っています。

【A13】 A－１－（３）－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a

＜コメント＞

園では、年間予定表に沿って内科健診と歯科検健診を年2回行い、身体測定を毎月実施しています。健康診断や歯科健診の結果は健康台帳に記載し、必要な情報を職員間で共有しています。子どもの健康診断の結果について気になることがある時には、全職員に周知し、対応を検討しています。内科健診及び歯科健診の時には、保護者に事前に園医への質問を受け付け、医師より回答をもらっています。こうすることで健康診断の大切さや子どもの健康への関心を高めてもらうようにしています。また、「ほけんだより」を発行し、健康診断のお知らせや、感染症、健康に関する情報も保護者に知ってもらえるように努めています。健診後には医師からのアドバイスを頂き園便りで保護者にお知らせしています。

【A14】 A－１－（３）－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a

＜コメント＞

厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に園が作成の「マニュアル　アレルギー除　去食」を基に、適切に対応しています。アレルギー疾患がある場合には、かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施し、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明し、毎月、アレルギー対応専用の献立表を作成して保護者に除去食などを確認してもらっています。食事の提供については、専用のイス、食器、トレイ、名札を用いて、調理担当者と保育士が声出し確認を行いながら、ダブルチェックを徹底し、事故防止に努めています。慢性疾患などの場合にも、主治医の意見書などを提出してもらい、適切に対応しています。職員は外部研修や職員会議でアレルギー疾患のある子どもへの対応方法について学び合っています。保護者にはアレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応について、入園のしおりに記載して入園時に説明しています。

A－1－（4）　食事	第三者評価結果
【A15】 A－1－（4）－① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

＜コメント＞

「年間食育計画」には、野菜の栽培や食事マナーなど、多様な食育活動を取り入れ保育の全体的な計画に位置付け、子どもたちが食に関する知識や関心を深められるようにしています。午前中はたくさん体を動かし、おなかが空いたら食事をする環境を設定しています。子どもの様子を見ながら食べる量を調整しており、子どもが完食できた喜びを味わえるようにしています。また、苦手な食材も少しずつ食べ進められるよう声掛けを行いながら見守っています。食器は温かみのある高強度陶磁器を使用し、食具は年齢や発達に応じて大きさや重さを調整しています。子どもたちと一緒に野菜の栽培、夏野菜のキュウリ、トマトなどにチャレンジしています。毎月献立表と食育便りを発行し栄養の話や食材の話、人気のレシピが記載されています。野菜栽培や食事の様子は写真で保護者に知らせています。

【A16】 A－１－（４）－② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a

＜コメント＞

食事は個別の対応をしています。子どもの状態に適した大きさや柔らかさにするなど、クラスミーティングや給食会議で喫食状況を把握し献立に反映させています。食材とメニューを業者に依頼していますが旬の食材を利用し、季節感のある献立となっています。季節の行事の七夕では七夕そうめん、ハロウィンではカボチャやニンジンをマッシュにしたり、冬至ではいとこ煮等の献立を取り入れて、盛り付けや彩りなど、子どもが食に対して興味を持てるように工夫しています。調理員が定期的に巡回を行い、食事の様子を見て食事の好みを把握しています。調理員は食品衛生管理者研修に参加し、大量調理マニュアル・調理業務作業基準をもとに、衛生管理が適切に行われています。

A-2　子育て支援

A-2-（１）　家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A－２－(1)－① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

全ての子どもに、個別の連絡帳があります。日々の子どもの様子を保護者をていねいに伝えるように努めています。日々の活動の様子はクラスごとのボードのコメントと写真でお知らせしています。また、保育参加（保育士体験）や「はじめましての会」や「どんぐりの会」「クリスマス会」等保護者参加の行事では製作やゲームなどを子どもたちと一緒に楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。また、アンケートを実施して保護者の意見を把握するようにしています。さらに保護者懇談会や園便り、クラス便りを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えています。保護者との情報共有については「個人面談表」や「指導発達計画」などで記録に残しています。

A-2-（２）　保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A－２－(2)－① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

園ではどの保護者に対しても同じように話しやすい雰囲気を作るように心掛けています。日ごろから相談しやすい雰囲気作りをして送迎の際の情報共有をしっかり行なうことで信頼関係を築けるよう取り組んでいます。個別に相談を受け付ける際は、個人面談カードに誰と面談したいのか記入していただき、必要に応じて部屋を用意し、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しています。内容によっては、園長や主任、看護師、栄養士が同席することもあります。送迎時や連絡帳を通じて、保護者の悩み事や困っていることなどを把握し、声掛けを行ったり、保護者の思いを傾聴したりするなどしています。受け付けた相談内容は、所定の用紙に記録し「みなさんの声ファイル」として、継続的に支援を実施できるようにしています。保育士は、外部研修や内部研修で保護者対応や相談援助に関して学んでいるほか、相談を受け付けた職員に園長や主任がアドバイスを行うなど、保護者に対する適切な対応を行えるように体制があります。

【A19】 A－２－(2)－② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

<コメント>

職員は、送迎時の保護者と子どもの様子や保護者との会話を通じて家庭での様子の把握に努め、虐待など、子どもの人権侵害の兆候を見逃さないようにしています。朝の受入れ時の身体の様子、着替えやオムツ交換時の身体状況、保育中の子どもの心身の状態や表情、言動などを注意深く観察し、あざや傷などを発見した場合、子どもの言動などから気になることがある場合は、すぐに主任保育士などに伝え職員間で情報共有をしています。継続性や緊急性がある場合は主任、園長に速やかに相談し、栄区こども家庭支援課や児童相談所などの関係機関と対応する体制があります。担任から気になる保護者の話があった時には主任も声を掛け見守っています。保育園マニュアル「虐待防止対応マニュアル」に、虐待の定義や早期発見のポイント、通報先などを明記し適切な対応を行えるようにしています。年2回全職員を対象に人権擁護の園内研修を実施しています。また、職員会議や園内研修で、マニュアルの内容を確認し勉強しています。

A-３　保育の質の向上

A-3-（１）保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A－３－(1)－① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

<コメント>

保育士は年間指導計画や月間指導計画、個別の指導計画の振り返りにあたり自主的に、日々の保育記録などを基にクラス会議の話し合いなども含めて自己評価を行なっています。保育士の自己評価は年間3回概ね4月9月1月に連続性を持って評価しています。自己評価はABCDの4段階で保育計画や保育実践等9項目にわたり評価するようになっています。自己評価は子ども一人ひとりの心の育ちや活動に取り組む姿に配慮しており、その姿をしっかりと受け止めながら、子ども主体の保育を行うことができたか、などを評価しています。保育士の自己評価は項目ごとにまとめ改善策などを研修の一環として職員会議で話し合い、園全体で共有してより質の高い保育を実践するために大切にすべきことなどを確認しています。職員一人ひとりが、課題を明確にして、園の目ざす保育の実現に向けて取り組み、園としての自己評価につなげています。